

# 規約

## 第一章 目的

第一條 本黨は勞農民衆の爲めに本部を名古屋市に置く。

第二條 本黨は黨の綱領、政策を實現する目的を以て構成す。

## 第三章 構成

第四條 大會は黨の最高決議機關にして大會代議員中央執行委員及本部役員を以て構成す。

第五條 大會は毎年一回中央執行委員會を召集す。

第六條 講長及副講長は大會に於て選舉す。但中央執行委員會は議員三分の一以上の要求ありたる時又は中央執行委員三分の二以上上の要求ありたる時は臨時大會を召集するものとす。

第七條 大會代議員は支部聯合會より選出するものとす。

第八條 但特別の事情ある時は中央執行委員會の承認を経て支部より選出することを准ず。

第九條 代議員選出比率は別表の定むる處に據る。

第十條 大會は代議員二分の一以上の出席あるに非ざれば議決することを得ず。

第十一條 大會の議事は出席代議員過半数を以て決す可否同數なる時は議長之を決す。

第十二條 大會は中央執行委員長一名、書記長会計各一名、會計監督一名及中央執行委員若干名を選舉するものとす。

## 一、中央執行委員會

第十三條 中央執行委員會は大會より次期大會迄の最高執行機關にして大會に對して責任を負ふものとす。

第十四條 中央執行委員會は常任執行委員若干名を互選し中央執行委員會の事務を代行せしむることを得。

第十五條 中央執行委員會は必要に應じ組織、宣傳、教育、調查事業出版、機関紙編輯等の各部を設くることを得。

第十六條 各部は部長一名、部員若干名を以て構成し中央執行委員會の統制を受く。

第十七條 中央執行委員會は中央執行委員長之を召集す。

第十八條 執行委員會は左の役員を以て構成し黨務を執行す。

第十九條 執行委員會は左の役員を以て構成し黨務を執行す。

第二十條 一、中央執行委員長 一名  
一、常任中央執行委員 若干名  
一、書記長 一名  
一、會計長 一名  
一、部長 若干名

第二十一條 中央執行委員會は黨を代表して黨務を總理す。

第二十二條 第五條 執行委員會は左の役員を以て構成し黨務を執行す。

第二十三條 一、中央執行委員長 一名  
一、常任中央執行委員 若干名  
一、書記長 一名  
一、會計長 一名  
一、部長 若干名

第二十四條 第五條 中央執行委員會は中央執行委員長之を召集す。

## 一、總會 二、幹部會

第二十五條 支部は必要に應じ分會を設置することを得る時は支部聯合會名簿、役員の住所所氏名、支部規約等に本部費一ヶ月分を劃へ中央執行委員會に届出でその承認を受けるを要す。

第二十六條 支部聯合會には左の機關を置く。

第二十七條 支部聯合會規約は黨の支部聯合會規約準則に據るものとす。

第二十八條 支部聯合會の組織は必ず黨中央執行委員會の承認を受くるを要す。

第二十九條 同一衆議院議員選舉區内に二ヶ以上の支部ある時は支部聯合會を組織するものとす。

第三十條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第三十一條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第三十二條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第三十三條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第三十四條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第三十五條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第三十六條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第三十七條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第三十八條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第三十九條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十一條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十二條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十三條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十四條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十五條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十六條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十七條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十八條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第四十九條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第五十條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第五十一條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第五十二條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第五十三條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第五十四條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第五十五條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第五十六條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第五十七條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

第五十八條 支部聯合會規約は支部聯合會規約準則に據るものとす。

## 第六章 黨費及會計

第三十三條 黨費は黨員一人に付一ヶ年金三十錢完畢す。

第三十四條 黨費は一定率を以て本部、支部聯合會及支部に分配す。

第三十五條 黨費の預算は中央執行委員會に於て作製し大會の協賛を經るを要す。

第三十六條 但し中央執行委員會に於て三分の一以上の同意ありたる時は臨時費を徵集し又は臨時支出を爲すことを得。

第三十七條 支部の決算は大會の承認を経るを要す。

第三十八條 納入したる黨費及寄附金等は一切返戻せず。

第三十九條 會計年度は毎年十一月一日より翌年の十一月三十日迄とする。

## 第七章 加入及脫退

第四十條 本黨に加入せんとするものは住所、氏名、年齢、職業等を明記し黨費一ヶ年分以上を納入すれば本部又は支部へ申出べし。

第四十一條 但し入黨を承認したるものに對しては黨員章を交付す。

第四十二條 諸般にして脱退せんとするものはその理由を具し黨員章、黨費帳等を添へ届出すべし。

第四十三條 前條の規定は支部及支部聯合會にも準用す。

第四十四條 第八章 附則

第四十五條 黨員にして左の一に該當するものは中央執

行委員會又は大會に於て除名することを得。

一、黨の綱領規約決議等に違背したもの

二、黨の面目を汚損したるもの

三、黨の統制を棄したるもの

前條の規定は支部及支部聯合會にも準用す。

第四十六條 第九章 附則

第四十七條 黨の綱領及規約は大會出席代議員三分の一以上の賛成するに非ざれば變更することを得ず。

第四十八條 支部聯合會自百名毎に一名、但し過半數五十名以上の場合は一名を加ふることを得。

第四十九條 本規約施行に關する細則、支部、支部聯合會の規約準則及び大會代議員選出比率等は中央執行委員會に於て之を定む。

第五十條 第九章 附則

第五十一條 本黨の黨員たらんとする者は入党申込書に所要の記入をなし規定の黨費を添附し最寄の支部若しくは支部分會に申込みべし。最寄の支部なき場合は他の場合に於ては直接本部に申込むべし。

第五十二條 入黨申込を受けたる場合は中央執行委員會に於て之を審査し其入党を許可する者には黨員證を交付するものとす。